

(資料2)

緑地面積率等について一段の緩和適用を可能とする区域の設定に関する主な論点について（案）

前回（11月6日）の小委員会における主な指摘	対応案
<ul style="list-style-type: none">・工場緑地については、都市計画との連携を図る必要がある。地域の計画の中に工場の緑地も位置付けるのが基本的な方向ではないか。・工場だけに緑地義務を課すことの是非が従来から問われている。一方、地域での緑地確保の要請もあり、この両者のバランスをとる必要がある。・制度設計においては、前向きに地域の緑化に取り組んでいる自治体の意欲を削ぐことのないようにしてもらいたい。・自治体においては、地区計画により地域緑化を進めているところが少なくない。工場立地法があっても地域の緑地の確保には困難な面があり、都市計画との連携が必要になる。・自治体によっては公共緑地の拡大が可能なところとその余地がないところもあることから、個々のケース毎に対処する形が良いのではないか。	<p>工場立地法は、工場と周辺的生活環境との調和の観点から緑地規制を行っており、地域的な広がりを持った視点から緑地の位置づけを行うことは困難。このため、より広い視点から緑地の位置づけを行うためには、現在検討中の「企業立地を支援するための新たな法的枠組み」の中で対応することが適切。具体的には、上記法的枠組みの下で、市町村に対し、（ア）企業立地の促進を図る際に環境の保全に配慮することを求め、その上で、（イ）緑地面積率等の設定権限を市町村に移譲し、工場の緑地規制の緩和適用を可能とする制度とする。</p>

- ・ 地域準則で面積率の幅を示しているのは、ガイドラインに係る自治体の要請を受けたもの。今回もこの点を考慮する必要がないか。
- ・ 国は一定のガイドラインを示し、その上で、具体的な面積率の設定等は市町村で行えるようにすべき。

権限移譲を受けた市町村が「市町村準則」を策定する際の目安を設定する。具体的には、国は、「企業立地を支援するための新たな法的枠組み」において、緑地面積率等の一段の緩和適用を可能とする区域に関する「区域区分基準」を設定する。

- ・ 緑地面積率等の一段の緩和適用の要件を満たす工業専用地域において他の用途地域と接して立地する工場の適用除外については、工場の敷地の一部だけが他区域と接し、生産施設は広い敷地の内部に入り込んだ位置にある場合があることを踏まえ、その妥当性について再検討すべき。
- ・ 工業地域であっても、住居等がない専ら工場のみが立地しているケースも実際にあることを踏まえ、制度の設計を行うべき。

緑地面積率等の一段の緩和適用の要件を満たす区域において設定する面積率については、区域と接している周辺の地域が一般住民の生活の用に供されている状況等も勘案して、工場の周辺の生活環境の保持がなされるように設定するものとする。また、工業専用地域以外の地域であっても、区域の要件を満たすものについては、適用可能な制度とする。